

2. 工場衛生を完備スルヲ.
 3. 団体交渉権を確認スルヲ.
 4. 今回、争議=閑止義務者ヲ出サスルヲ.
- 以上.
- 大正10年10月15日提出.

各1条項、年数=端数ルル時、
月割ヲ以テ計算スルナラズ。

Ⅳ. 本規定、退職手当、満25年
以下、を計算スルナラズ。

Ⅴ. 法令ハ処分、他ナシ、又、不都合ノ
行カザルヲテ、解雇セザルニシテ、
本規定ヲ適用セズ。

- 2.
 3. } 承認セズ。
 4. }
- (with.)

要求案 10. 6. 29.
○神戶三菱造船内燃機 電機

1. 工場委員制を採行スルヲ.
2. 他、労働団体へ加入ノ自由ヲ認ムルヲ.
3. 八時間制ノ実施.
4. 左ノ通り日給ヲ増加スルヲ.

- 日給 / 円以下 ... - 60 銭.
- " 2円以下 - - 50 銭.
- " 2円50 銭以下 - - 40 銭.
- " 3円以下 - - - 30 銭.
- 但シ、歩増ニ從テ、通リ、
5. 解雇及退職手当.
 1. 會社ノ都合ニ依リ解雇ノ場合.

解決案 10. 8. 中旬.

1. 承認ス。成可シ速ニ実施ス。
2. 承認ス。
3. 主義ニ賛成。適当ノ時機ニ実施ス。
4. 認めズ。

5. 調査上、我國一般ノ工場ニ
比シ劣リザル様ナラズ。